

議案第 78 号

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例（平成 30 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正
する。

第 7 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理
由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を
同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 1 項を附則第 1 条とする。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、
同項を附則第 2 条とし、同条に次の 1 項を加える。

2 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、

第7条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第7条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第7条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則第3項を附則第3条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

居宅介護支援事業所の管理者要件を緩和し、管理者要件の適用を猶予したいので提出する。